

国際電気標準会議分担金

産業技術環境局国際電気標準課

令和5年度概算要求額 **1.2 億円** (**1.1 億円**)

事業の内容

事業目的

国際電気標準会議（以下「IEC」）の加盟国として分担金を支払うことで、IECの会員団体として国際標準化活動に参画し、我が国の意見を発信、反映することにより、我が国電気電子関連産業の国際競争力の維持・強化を図っています。

事業概要

IECは、88カ国が加盟する電気電子分野の国際標準化機関です。昭和28（1953）年に、日本は閣議了解を得てIECに加盟しました。現在は日本の代表として日本産業標準調査会（産業標準化法に基づき設置された審議会、事務局は経済産業省）が加盟しており、これに伴う分担金を支払うものです。電気電子分野における、我が国産業の国際競争力強化の観点から、IECにおける国際規格作成プロセスにおいて、我が国の意見を発信、反映させています。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- ・1カ国1機関が加盟（規約：分担金の支払）
- ・積極的な国際標準化活動を実施

成果目標

令和4年度までにIEC幹部委員数に占める我が国幹部委員数の割合を8.2%以上とし、IECにおける資金拠出に応じて、国際標準化活動において適切な便益を享受することを目指します。